

川環政発第359号
令和5年10月26日

川越市環境審議会

会長 小瀬博之様

川越市長 川合善明



第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定
について（諮問）

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定により、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画の策定が求められています。

川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、同法第21条第3項の規定に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めるものです。

我が国においては、令和2年10月に2050年脱炭素社会の実現を目指す新たな方針が示され、令和3年10月には新たな方針を踏まえた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

本市においても、第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により地球温暖化対策に関する施策を推進しているところですが、2050年脱炭素社会の実現という国の新たな方針に即した計画を策定し、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

以上の理由により、第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について、貴審議会の意見を求めます。